

議案第41号

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
鹿屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月12日提出

鹿屋市長 郷原拓男

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例（平成18年鹿屋市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の定額部分を引き上げるため、本案を提出するものである。